

4 章 安全・安心

4－1 誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち

4－2 日常の安全が保たれたまち



防災訓練

4-1 誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち

4-1-1 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症のまん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、各種対策を行っているが、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国において、今後の感染症危機に向けた備えを推進するため、令和4年12月に同法を改正した。

この改正により、国、北海道、保健所設置市である札幌市はそれぞれの役割に応じて、1類～5類の感染症に加え、新たな感染症の流行（パンデミック）に備えた病床及び外来医療の体制、検査体制、保健所の人員体制等を強化することとして、新たに数値目標を定めた「感染症予防計画」を策定することとなった。

そこで、札幌市においても、有事に向けた体制を確保するため、検査体制等に係る数値目標の設定などの項目を設けた「札幌市感染症予防計画」を策定するとともに、関連計画を改定するなど、新型インフルエンザ等の感染症の流行拡大に向けた備えを強化し、市民生活や社会機能の維持に必要な体制等の検証・整備を進めている。

また、感染症の発生動向調査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌感染症などの患者発生時には、原因究明及び流行拡大防止の措置等を実施している。

エイズに関しては、匿名無料のHIV検査（梅毒検査を含む）、専用電話での相談及び各種予防啓発事業を実施している。

結核に関しては、結核患者の発生時には、まん延防止措置及び患者管理を実施している。また、高齢者施設の従事者等を対象とした講習会開催などにより結核患者の早期発見・適正な医療確保を図るとともに、受診（検）を促すためにポスターなどによる啓発を行っている。

風しんに関しては、先天性風しん症候群の発生の予防を目的として、妊娠を希望する女性及び抗体価が低い妊婦のパートナーを対象に抗体検査を実施している。また、予防接種を受ける機会が無く特に抗体保有率が低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施している。

(2) 予防接種

感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種を実施している（予防接種法に基づく定期接種として、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、破傷風、結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ヒブ、小児の肺炎球菌感染症、水痘、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルス、高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス及び肺炎球菌。任意予防接種の費用助成としておたふくかぜ）。

また、接種者の負担軽減のため、定期予防接種を市外で接種した場合の費用については、償還払いを実施しているほか、骨髄移植等の医療行為により、免疫が失われた者の定期予防接種の任意の再接種に対し、費用を助成している。

4-1-2 危機管理

近年、わが国では、台風やゲリラ豪雨による風水害の増加、地震の頻発、さらには、北朝鮮のミサイル事案など、日常生活に重大な影響を及ぼす危機が多様化している。

これらの状況を背景に、危機管理局では、市役所や町内会などの連携によって、札幌市全体の、より実践的な危機対応力を高める取組を推進している。

(1) 危機対応計画

ア 防災・危機管理に関する計画

札幌市では、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法に基づき、地震災害対策編、風水害対策編、雪害対策編、原子力災害対策編、事故災害対策編で構成する「札幌市地域防災計画」を策定している。

この計画は、防災対策を実践的に機能させるため、国の指針や社会環境の変化を踏まえ、実際の業務における運用や、訓練等による検証を行い、随時、見直しを行うこととしている。

イ 札幌市国民保護計画

札幌市では、外部からの武力攻撃や大規模テロから住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、「札幌市国民保護計画」を策定し

ている。

(2) 危機管理業務

ア 災害情報の収集・伝達

災害に関する情報を市民等へ提供するため、有線系及び無線系で構成される災害情報ネットワークを整備するとともに、災害時基幹病院や電力会社・ガス供給事業者等の防災関係機関と連携し、迅速・的確な情報収集・伝達体制を構築している。

イ 避難場所の指定

災害対策基本法に基づき災害の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」を指定している。洪水災害、土砂災害、地震災害については、市立小中学校や区体育館などから、立地条件、構造条件、管理条件などの指定基準を満たすものを指定し、大規模な火災についても同様に、大規模公園や小中学校のグラウンドなどを指定している。

また、被災者を避難のために必要な間滞在させるため「指定避難所」を指定しており、指定避難所には「指定緊急避難場所」を兼ねている各区体育館や小中学校などの「指定避難所（基幹）」とそれを補完する地区会館などの「指定避難所（地域）」に区分している。

ウ 応急救援物資の備蓄と確保

札幌市避難場所基本計画に基づき、災害発生後に緊急に必要となる食糧や生活必需品な

どの物資を、市内の小中学校等に分散して備蓄しているほか、市内の大手スーパー等との協定による流通備蓄の確保に取り組んでいる。

エ 自主防災活動への支援

地域の自主防災活動を支援するため、自主防災組織の結成の促進や地区防災計画の作成支援等を実施している。また、自主防災組織に対して防災資機材を助成している。

オ 防災訓練・研修等

災害発生に備えて、防災関係機関と連携し市民参加のもとで行う総合防災訓練や各区の防災訓練に加えて、市職員に対し、市（区）災害対策本部運営訓練などを実施するとともに、市職員、教職員及び市民の三者による避難所運営研修などを実施している。

カ 防災意識の普及啓発

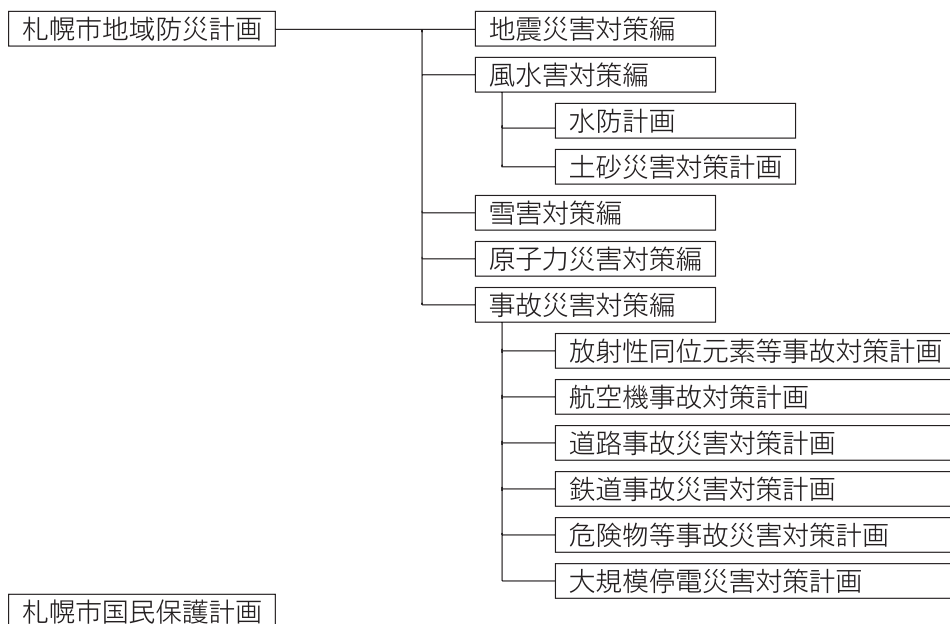
災害に対する備えを確かなものにするために、ハザードマップや防災パンフレットの配布、ホームページ、SNS、コミュニティFM等を活用した情報の提供、出前講座の実施などにより、防災意識の普及啓発に努めている。

4-1-3

代替性の確保など防災機能の向上を図る幹線道路の整備

代替性の確保など防災機能の向上を図り、緊急時における社会経済活動への影響を最小限に抑える幹線道路の整備を促進する。また、緊急輸送道

札幌市の危機対応計画の体系



避難場所（令和5年9月1日現在）
災害種別・区ごとの指定緊急避難場所数
指定避難所数
（単位：箇所）

区	災害	洪水	土砂	地震	火事
中 央		20	12	23	24
北		44	0	44	51
東		41	0	42	45
白 石		29	0	31	32
厚 別		19	17	21	25
豊 平		28	24	32	36
清 田		19	21	22	25
南		25	28	30	33
西		28	17	29	33
手 稲		25	13	26	29
合 計		278	132	300	333

区	基 幹	地 域
中 央	25	44
北	44	37
東	42	53
白 石	31	37
厚 別	21	21
豊 平	32	47
清 田	23	18
南	31	41
西	31	25
手 稲	27	15
合 計	307	338

自主防災組織の結成状況（令和6年4月1日現在）

（単位：町内会数、％）

区分	区別	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区	計
結 成 数		221	296	255	133	80	253	101	193	236	168	1,936
結 成 率		86.3	95.5	92.7	93.7	97.6	87.5	99.0	78.1	83.7	88.0	89.0

路上の既設橋りょうについて、耐震補強工事を実施する。

4－1－4
災害予防対策（急傾斜地）

土砂災害から住民の生命を保護することを目的に、北海道が指定した土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）について、土砂災害発生の前兆現象に対する理解促進や急傾斜地の現状に関する周知・啓発を行っている。

4－1－5
災害に強く安全な川づくり

雨に強いまちづくりを目指し、下水道と連携して、河川改修を進めているほか、学校や公園の敷地を利用して雨水を一時的に貯留する流域貯留施設の整備など、総合的な治水対策を推進している。

また、治水機能の確保等のため、しゅんせつや護岸補修等の維持作業、降雨時には排水機場の運転及び樋門操作を行っている。

応急救援備蓄物資の状況

令和5年9月1日現在

食糧対策	アルファ化米	324,000食
	ビスケット	108,000食
	粥・レトルト食品等	各 108,000食
	粉ミルク	11,080食
	液体ミルク	310缶
	アレルギー用粉ミルク	20缶
	哺乳瓶	2,500本
トイレ対策	し尿凝固剤	589,000個
	排便収納袋	740,000個
	簡易便座	9,300基
	身障者用便座	120基
	紙おむつ	60,000枚
防寒対策	寝袋	110,000個
	毛布	110,000枚
	移動式灯油ストーブ	1,842台
	段ボールベッド	1,550台
衛生用品等	LEDランタン	6,200個
	LPガスコンロ	400個
	生理用品	68,000枚
	手回し充電ラジオライト	2,680個
	投光器	920台
	発電機	310台
	マスク	265,600枚
	プラスチック手袋	73,800枚
	非接触型体温計	640本
	消毒液（アルコール）	2,200本
	消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）	650本
	消毒液（界面活性剤）	310本
	ハンドソープ	1,880本
	ボトル	650本
	ペーパータオル	267,200枚
	タオル	650枚
	ごみ袋	69,800枚
	フェイスシールド	3,290枚
	レインコート	10,000着
	フロアワイパー	1,560本
	避難所用パーテーション	5,030張
	簡易ベッド	10,050台

衛生用品等	N95マスク	3,120枚
	使い捨て手袋	93,600枚
	アイソレーションガウン	3,070枚



▲河川改修事業（厚別西川）

4-1-6 札幌市強靱化計画

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和6年3月に「札幌市強靱化計画」（計画期間：2023から2027年度まで）を改定した。

本計画に基づき、平時（発災前）からの自然災害に対する備えを行うとともに、発災時における危機対応計画である地域防災計画と役割分担を図りながら、災害に強い都市の構築に向けた取り組みを進めている。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/kyoujinka/kyoujinka.html>

4-1-7 民間建築物耐震化促進事業

札幌市内にある民間建築物の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震化に関する無料相談窓口設置等の普及啓発や耐震化補助制度により、耐震化に対する取組を支援している。

耐震化補助制度の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された学校、社会福祉施設、医療施設、共同住宅、ホテル、店舗、指定避難所、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等で、補助額は、耐震診断が費用の2/3かつ150万円以内、耐震設計が費用の2/3かつ500万円以内、耐震改修工事等が費用の23%（共同住宅は1/3）かつ3,500万円以内となっている。

なお、耐震診断が義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物の補助額及び補助率は別途定

めている。

また、ブロック塀等撤去工事補助制度により、道路等に面したブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部（補助額は工事費用の1/2かつ10万円以内）を補助している。

4-1-8 市有建築物の耐震化と長寿命化の推進

札幌市の市有建築物は、市役所や区役所などの庁舎施設のほか、スポーツ・文化施設や福祉関連施設、市営住宅や学校など多岐にわたっており、その多くは昭和47年の政令指定都市移行前後から建設されたものである。

市有建築物の耐震化については、昭和56年の建築基準法改正と平成7年の耐震改修促進法制定を受け、昭和56年度以前の建築物を対象として耐震診断を実施し、今後建替えを予定しているものなどを除いて耐震改修工事を完了させている。

また、経年による老朽化や社会ニーズの変化に対応し、将来にわたり良好な状態で建築物を活用するため、計画的な保全と適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、省エネルギー技術の導入やバリアフリー化など、地球環境と人にやさしい市有建築物を整備している。

【建築部】

HP <https://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/>

4-2 日常の安全が保たれたまち

4-2-1

防犯や交通安全に向けた取組の推進

(1) 地域防犯の推進

ア 犯罪状況

令和5年中の札幌市内における刑法犯の認知件数（犯罪について、被害の届出・告訴・告発その他により、警察が事件として取り扱った件数）は、11,263件（前年比1,613件増）であった。

各年中	
年次	認知件数
令和元年	11,047
2年	8,744
3年	8,633
4年	9,650
5年	11,263

イ 地域防犯活動への支援

区役所やまちづくりセンターが中心となって地域の実情に応じたさまざまな支援やネットワークづくり等を進めている。また、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取り組みや環境づくりを進めていくことを目的に、平成21年4月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を施行した。

また、条例の目的を計画的に達成するため、令和2年5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定した。

ウ 事業者による地域安全活動の促進

事業者による地域安全活動を促進するため、平成23年10月に「札幌市地域安全サポーターズ」を発足した。事業所での子ども110番の店や、営業車で防犯パトロールなど、通常の事業活動の延長上で行っている地域安全活動を行っており、令和5年度末時点で2,070事業者が登録している。

エ 歓楽街・ススキノ対策

市民や観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的に平成17年12月、「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」を施行した。現在、クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトにおいて、官民協働で東京以

北最大の歓楽街である薄野地区の安全・安心確保に向け、さまざまな取り組みを推進している。

また、市民及び観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、利用することができる環境の確保を目的として令和4年4月に「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、客引き行為等に対する巡回指導を行っている。

オ 防犯カメラの設置及び運用の適正化の促進

市民のプライバシーの保護と防犯カメラに対する市民の不安感の解消を目的に平成20年1月に「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、防犯カメラの設置及び運用の適正化を進めている。

カ 安全で安心な公共空間整備促進事業（防犯カメラ設置補助）

町内会が地域の防犯力向上のため、地域に防犯カメラを設置する場合に、その設置費用を補助する制度を平成30年度から開始した。

キ 「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」の施行

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」を公布し、平成25年4月に施行した。

(2) 街路灯の整備

街路灯は、夜間の交通安全の確保、犯罪の防止など安全な市民生活を守るうえで、欠くことのできない道路施設となっている。

このため札幌市では、市が管理する道路に市設街路灯を設置するとともに、「札幌市街路灯補助金交付規則」に基づき、私設街路灯の設置費、撤去費及び電灯料等に対して補助金を交付し、街路灯の維持管理、老朽化対策を図っている。

また、町内会などが管理している私設街路灯のうち、市設街路灯の基準に該当するものは一定の条件のもと、市が管理を引き継いでいる。

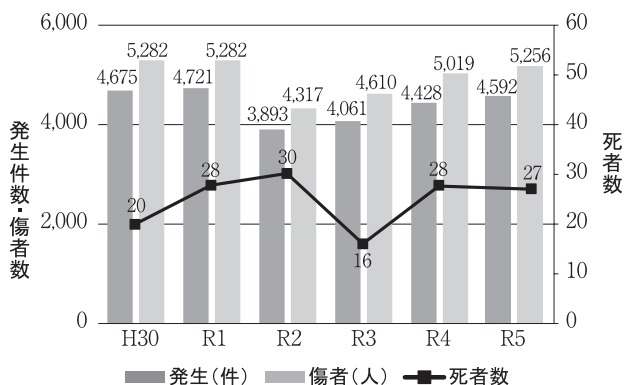
(3) 交通安全

ア 交通事故状況

令和5年中の札幌市の交通事故発生状況は、発生件数4,592件（前年比164件増）、死者数

27人（同1人減）、傷者数5,256人（同237人増）となり、死者数は令和4年を下回ったが、統計が残る昭和37年以降最小であった令和3年（16人）を上回っている。

交通事故発生状況



イ 交通安全対策の推進

昭和37年に設立された札幌市交通安全運動推進委員会を中心に、児童の登下校時における交通指導や子どもや高齢者等に対する交通安全教室の開催、街頭啓発の実施、交通事故情報の提供等、市民とともに交通安全運動の推進に取り組んでいる。

また、自転車関連事故防止のため、自転車に関するルールの順守、利用マナーの向上を図る対策にも取り組んでいる。

HP <https://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

(4) 道路標識等の整備

道路交通の円滑化、事故防止及び道路利用者へのサービスを図るため、案内標識をはじめ各種標識の整備を行っている。

案内標識については、国際化に対応するため英語併用表示を行っている。

事故防止対策として視線誘導標識の自発光点滅標識などにより夜間や悪天候時の視認性を高めている。

4-2-2 犯罪被害者等支援制度

札幌市では、犯罪行為で亡くなった方の遺族や、重い傷病を負った方などが、被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図ることを目的に、支援金の支給のほか、家事・住居・精神医療などの分野において費用助成を行う「犯罪被害者等支援制度」を令和2年度から開始した。

4-2-3 消費生活

本市では、昭和39年に消費生活相談窓口を開設し、52年には「札幌市消費者センター」を設置しており、消費者被害の未然防止や救済、消費者教育、啓発、調査など、消費者問題への対策に力を入れてきた。

その後も、高齢化社会の本格到来、高度情報化や国際化の進展等、消費者を取り巻く環境は刻々と変化し、消費者問題が多様化、複雑化してきたことを受け、平成6年に市民の消費生活の安定と向上を確保するため「札幌市消費生活条例」を制定。制定後も、消費者を取り巻くさらなる環境の変化や消費者基本法の改正等を受け、「消費者の権利の確立と自立の支援」を基本理念とし、不当な取引行為や悪質商法を規制するとともに、改善指導に従わない不当取引事業者の公表制度の強化、訴訟援助の拡大等の追加・改正をしてきた。

平成20年9月には、本条例に基づき「第1次札幌市消費者基本計画」を策定。その後、25年4月からの「第2次計画」、30年4月からの「第3次計画」を経て、令和5年4月からの「第4次計画」に基づき、安全で安心できる消費生活の実現や、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めるほか、自ら考え、判断し、行動する消費者の育成を支援していくこと等を重点項目として消費者施策を推進している。

(1) 消費者の権利の確立

ア 消費生活相談

消費生活における商品やサービスに関するトラブルの防止や、被害救済及び消費生活の安定と向上を図るために、消費生活相談窓口にて、商品やサービスに関する苦情・問い合わせ等を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っている。

平成19年4月から電話相談を夜7時まで拡充し、24年8月からインターネットによる受付、令和5年1月からはZoomでのリモート相談を開始した。また、聴覚に障がいのある方に向け、23年11月には、手話相談システム（テレビ電話）を導入し、29年12月には、タブレット端末を用いたテレビ電話による手話通訳者を介した相談及び音声認識・手書き対応アプリを用いた相談を行っている。

イ 消費者被害防止ネットワーク事業

高齢の方や障がいのある方の消費者被害の未然防止、救済及び再発防止を目的に、地域での見守りや啓発活動の中心的役割を担う消

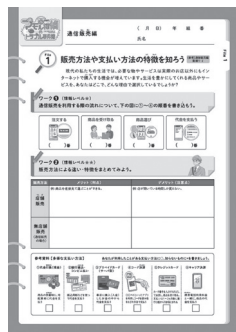
費生活推進員を配置し、関係機関等と連携し、札幌市消費生活サポーターの協力を得ながら、実態把握や助言、出前講座などを行っている。また、最新の消費者被害情報を掲載した「みまもり通信」を毎月発行している。

ウ 消費者教育・啓発事業

消費生活に関する知識を普及し、消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の情報や商品の安全性や表示等に関する各種パンフレットなどを制作・配布しているほか、各教育段階に対しても、小・中・高校生向けの副教材や大学生向けの啓発冊子の制作・配布を行っている。また、広報さっぽろ、ラジオ、ホームページ、SNSなどで情報を提供しているほか、成年年齢引き下げによる若年層の消費者被害の増加が引き続き懸念されることから、消費者トラブル防止及び相談窓口の周知を目的として動画を作成し、WEB広告や街頭ビジョンによる啓発を行った。



小学生向け副教材



中学生向け副教材

身近な生活に関わるテーマで行う消費生活講座や簡易実験などを通して商品選択の目を養う体験テスト講座なども実施しているほか、消費生活に関するテーマで学校、老人クラブ、地域などに講師を派遣する講師派遣講座を行っており、数多くの団体等から利用されている。



▲消費者センター展示コーナー

札幌エルプラザにある消費者センター展示コーナーでは、衣食住全般にわたり、暮らしの安全性の問題や消費生活に必要な商品知識、各種情報を提供している。

(2) 取引行為等の適正化

ア 事業者に対する調査指導

市民の消費生活の安定及び向上を図り、市民の安全で安心できる暮らしの実現のため、条例及び規則において不当な取引行為を定め、事業者による不当な取引行為を禁止している。

消費生活相談で寄せられた情報を基に、不当な取引行為が疑われる事業者に対しては、調査を実施し事業者に対する不当な取引行為の是正指導・勧告を行い、是正が見込まれない場合には事業者名の公表を行うこととし、消費者トラブルの再発防止を図っている。

イ 生活関連商品の価格調査

物価の高騰などの実態をより早く把握し、的確かつ迅速な諸対策を講じるため、市民生活に欠かせない食料品や日用品、石油製品の価格を定期的に調査・公表している。

また、年末年始には生活関連商品の需要が増大することから、その需給動向及び価格の見通しについての調査を行い、結果を公表している。

ウ 表示の監視等

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき、各法に規定されている適正な表示が商品に付されているかについて、市内小売店舗へ立入検査を行っている。

また、食品表示法（品質事項について）に基づき、適正な表示が食品に付されているかについて疑義があった場合、札幌市域の食品関連事業者に対し調査を実施した上で、必要な指導を行っている。

(3) 計量の適正化

ア 各種計量検査の実施

札幌市は昭和28年に計量法に基づく特定市の指定を受け、計量検査所を設置した。計量検査所では適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用している「はかり」の定期検査を実施している。また、市民生活に関係の深いガソリンスタンドの給油メーターや家庭で使用するガスメーター等について、適正なメーターを利用しているかを確認

するため、事業所への立入検査を実施している。さらに、スーパーマーケット、百貨店に対し、商品量目の立入検査を実施するとともに、「はかり」の適正な使用法を指導し消費者の利益保護に努めている。

令和5年度 各種計量器検査

	事業所数	検査数
定期検査	1,596	5,006
灯油宅配用タンクローリーメーター	42	84
自動車等給油メーター	47	831
都市ガスメーター	1	57,388
LPガスメーター	31	87,639
水道メーター	1	12,228
商品量目検査	59	3,624

イ 計量思想の普及啓発

平成5年11月1日に新計量法が施行され同日が計量記念日となったことから、11月を計量月間と位置づけ、市民の計量に対する関心を一層高めるとともに、計量思想の普及啓発を図ることを目的に札幌駅前通地下歩行空間で「計量ふれあいひろば」を北海道計量検定所などの計量関係団体と共同開催している。

4-2-4 交通安全対策

札幌市は、道路管理者として、道路交通の安全を確保するため、過去の事故データに基づき、死傷事故が多い交差点等の事故対策とその対策効果検証に応じた追加対策を実施するとともに、日常の道路パトロールや道路診断（交通事故が発生した地点における警察との共同点検や対策検討）による事故対策を行っている。

また、国や警察等と連携した生活道路の安全対策を実施しているほか、小学校の通学路等においては、学校等の施設関係者や警察、地域住民等と連携しながら継続的な交通安全対策に取り組んでいる。

4-2-5 食品の安全確保

日本における食中毒事件は、近年、アニサキスやカンピロバクター、ノロウイルス等を原因とするものが多く、本市では特にアニサキスによる食中毒が多数を占める。

食の安全・安心を確保するためには、生産から消費に至るまでの食に関わるすべての人が、安全な食品を享受するという消費者の基本的権利を尊

重し、情報の共有と相互理解のもと、連携・協働して取り組む必要がある。

本市では、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の実現を目指し、「札幌市食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導や「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」に基づく食の安全・安心の確保に関する施策を実施している。

(1) 食品関係施設に対する監視指導

保健所食の安全推進課及び各区健康・子ども課が連携し、食品の製造・販売施設や飲食店などに対して、効果的かつ専門的な監視指導や講習会等を行うとともに、食品事業者の自主管理の推進を図ることにより、衛生水準の向上及び食中毒などの食品事故の防止に努めている。このほか、学校や病院などの集団給食施設に対しても監視指導を行い、集団食中毒の発生防止などに努めている。

(2) 食品検査

食品の製造・販売施設から食品を収去（抜き取り）し、放射性物質、食品添加物、遺伝子組換え食品や腸管出血性大腸菌などの食中毒菌の検査を衛生研究所と保健所で実施することで、食品の安全性の確認に努めている。

令和5年 食中毒件数

病因物質	件数	患者数
ア ニ サ キ ス	15	15
カンピロバクター・ジェジュニ	2	10
ウ エ ル シ ユ 菌	2	61
ノ ロ ウ イ ル ス	1	14
植 物 性 自 然 毒	1	1
合 計	21	101

令和5年度 監視指導結果

施設の種類		施設数	立入検査実施数	違反発見数
営業許可施設	飲 食 店 営 業	20,648	7,735	96
	各 種 販 売 業	1,067	9,747	41
	各 種 製 造 業	3,257	977	29
	魚介類競り売り営業	2	1,146	6
	小 計	24,974	19,605	172
営業届出施設	集 団 給 食 施 設	950	183	0
	各 種 販 売 業	7,448	15,637	5
	各 種 製 造 業	520	15	0
	小 計	8,918	15,835	5
合 計		33,892	35,440	177

令和5年度 収去検査結果

食 品 分 類	収 去 検 体 数	違 反 検 体 数	検査内訳									
			微生物		理 化 学							違 反 数
			検 体 数	違 反 数	検 体 数	残留農薬等	放射性物質	動物用医薬品	遺伝子組換え食品	アレルギー物質	食品添加物等	
国内食品	689	3	449	3	476	72	54	29	5	26	298	0
輸入食品	154	0	38	0	134	4	0	64	6	0	128	0

(3) 市民、食品事業者との意見交換（リスクコミュニケーション）

市民に正しい食品衛生知識の普及啓発や最新の情報を提供するため、食中毒予防に関する各種パンフレットの配布、ホームページや動画広告など各種媒体を活用した情報提供を行うとともに、市民向けのイベントや食品事業者の自主的な取組の周知、市民・食品事業者・行政間の食品衛生に関する意見交換等、目的に合わせた様々な事業を実施している。

(4) 食品事業者による自主的な衛生管理の推進

食品事業者は、食品の安全を確保する第一義的責任を有しており、法令等の遵守は当然のこと、生命や健康に直接影響を及ぼすものである食品を取り扱っているという自覚と、安全や信



▲映画館スクリーンにおける食中毒予防の動画広告



▲子ども食品Gメン体験事業の様子



さっぽろ食の安全・安心推進協定



▲さっぽろ HACCP



▲アレルギーピクトグラム

頼確保のための自主的な取組が求められる。このため本市では、食品事業者の自主的な取組を広く市民に伝える「さっぽろ食の安全・安心推進協定事業」やHACCPに基づく自主的な衛生管理を一定水準以上で行っている施設の認証などを行う「さっぽろHACCP」により、食品事業者の自主的な衛生管理を推進している。

4-2-6 環境衛生対策の推進

(1) 環境衛生営業施設対策・民泊対策

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場、旅館、興行場、理・美容所、クリーニング所などの環境衛生営業施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅（民泊）に対し、関係法令に基づく許可・確認及び各種届出に関する業務を行うとともに、公衆衛生の見地から、環境衛生監視員による立入検査を実施し、これら営業施設の衛生水準の維持向上を図っている。

また、レジオネラ症患者の発生を予防するため、「札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領」に基づき、公衆浴場及び旅館の営業者からレジオネラ属菌自主検査の報告を求めるなど、入浴施設における浴槽水等の安全確保及び自主管理の推進を図っている。



▲レジオネラ属菌自主検査確認証

(2) 建築物環境衛生対策

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する特定建築物に対し、建築確認申請時に構造設備の事前審査を行っている。特定建築物の使用開始後は、維持管理に関する報告書を毎年徴収するとともに、定期的に立入検査を実施し、衛生環境の向上を図っている。

また、建築物清掃業者等の登録事業者に対しても、実績報告書の徴収及び立入検査を行い、事業者の資質向上を図っている。

(3) 飲料水対策

水道法に規定する専用水道、簡易専用水道及び「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱」で規定する小規模貯水槽水道、飲用井戸等施設について、設計時の審査、維持管理報告書の徴収及び立入検査の実施等により、飲料水の安全性の確保を図っている。

また、一般家庭の飲用井戸について相談があった際は、衛生上の観点から助言を行っている。

(4) 住まいの衛生対策

日常生活におけるネズミや衛生害虫、結露やカビ、シックハウス症候群等の市民からの相談に対し、対処方法を助言している。また、ハチに関する情報を広報さっぽろに掲載するなど、生活衛生知識の普及・啓発に努めている。

(5) 家庭用品対策

家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売店における家庭用品の取扱を指導するとともに、販売されている乳幼児用衣類などについて、ホルムアルデヒドなどの規制有害物質の検査を定期的に実施し、安全確保を図っている。

4-2-7 衛生施設

(1) 保健所

市内全域を所管する保健所は、保健センターなどの関係機関との連携協力のもとに、市民の健康で安全な生活を守るため、保健・福祉・医療の連携強化と、食中毒、感染症対策などの健康危機管理を担う、地域保健の広域的、技術的、専門的拠点施設である。

(2) 保健センター

保健センターは各区に設置され、乳幼児健診、予防接種、生活習慣病予防のための生活習慣改善相談などを行っている。

(3) 衛生研究所

衛生研究所は、保健・環境にかかわる科学的かつ技術的中核機関として、市民の健康、食の安全及び生活環境の安全・安心を守るための試験検査を行うとともに、それに関連した調査研究、情報の収集・解析・提供を行っている。

ア 保健科学分野

心身の障がい発生の予防や突然死の回避を目的とする、新生児を対象とした先天性疾患の検査、食中毒や感染症の原因となる細菌やウイルスの検査とそれらに関する調査研究を行っている。また、市内の感染症の発生動向や病原体検出状況をホームページで情報提供している。

イ 生活科学分野

食品や生活環境の安全性を確保するため、食品に含まれる添加物・農薬等の検査や大気・水・土壌等に含まれる環境汚染物質等の検査を行うとともに、それらに関する調査研究を行っている。また、厚生労働省や環境省の委託調査のほか、外部精度管理や他の自治体との共同研究に参加し、技術レベルの向上と市内における食品の安全性や環境中の化学物質の把握に努めている。

4-2-8 消防体制

消防の使命は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、市民生活の安全と安心を確保することであり、その活動は、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ、交通事故や各種災害における救助・救急活動など幅広い分野にわたっている。

札幌市においては、主に都心部における高層建築物の増加など、都市環境の変化が著しい一方で、少子高齢化の進展や国際化をはじめとする急速な社会情勢の変化の中で、災害や事故の形態も複雑多様化の傾向を強めている。

このような状況のなか、平成30年北海道胆振東部地震や東日本大震災を教訓とし、地震・台風などの自然災害や特殊災害等へ迅速的確に対応できるよう、実践的かつ効果的な組織体制の整備をすすめている。

4-2-9 消防の機構及び施設・車両等

消防の行政機構は、消防局のもとに10消防署と41出張所をもって消防体制を敷いている。また、消防学校、消防科学研究所、救急救命士養成所、救急ワークステーション等の施設を備え、消防ヘリコプター1機、各種消防車両221台の配置のもとに、職員1,733人（令和6年4月1日現在）が安全な都市づくりを目指し、日夜消防業務に努めている。

(1) 札幌市民防災センター

災害に強いまちづくりを目指し、各種の防火・防災教育を行う拠点施設として、平成15年3月にオープンした。

札幌市民防災センターは、白石消防署（白石区南郷通6丁目北）との複合施設となっており、1階、2階の展示ホールでは、地震体験コーナーをはじめ、消火体験コーナーや煙避難体験コーナーなど、各種災害の疑似体験を通して、市民が防火・防災に関する知識や災害時の行動を楽しみながら学ぶことができる展示施設を備えている。

令和5年3月に一部体験施設を更新・新設し、より実践的で臨場感溢れる施設としてリニューアルオープンした。

(2) 札幌市消防学校

札幌市消防学校（RC造3階建、延べ面積3,846㎡）は、次世代に向けた「災害に強いまちづくり」実現のため、複雑多様化する災害に敢然と立ち向かう消防職団員の人材育成を目的に、平成11年11月9日（119番の日）、西区八軒に開校した（全国で56校目、政令指定都市及び東京都特別区では、9校目の設置）。

研修の基本理念に、「局訓『朗・礼・勇』の精神を礎として、目指す職員像の実現に向けた人材育成を行う」を掲げ、消防職団員へ研修を実施している。

この学校は、消防科学研究所及び救急救命士養成所を併設した全国でも有数な総合的教育訓練施設を備えた消防学校である。

(3) 消防科学研究所

消防科学研究所は、札幌市の積雪寒冷である地域特性を踏まえ、市民の安全な暮らしを守るとともに、消防活動の安全性並びに効率性の向上を図るため、①燃焼現象及び消火の研究、②消防装備及び消防用設備などの研究開発、③鑑定・鑑識のための試験及び実験、④災害現場への活動支援を行っている。

(4) 救急救命士養成所

救急救命士養成所は、救急患者の救命率の向上を目的として、プレホスピタルケア（病院前救護）の充実を目指し、命の尊さ、傷病者・家族への思いやりを持った救急救命士の養成を行っている。

消防科学研究所の業務実績表（令和5年度）

（単位：件）

研究	燃 焼 ・ 消 火 実 験 等	成 分 鑑 定 等	職 員 提 案 審 査	広報活動と情報発信			その他
				施 設 見 学 等	報 道 取 材 等	所 報 等 の 発 行	
【調査報告】 Cutter Image Rating （クラッター・イメージ レーティング）を用 いた死者火災現場 における住居荒廃 評価の検証	テキストマイニング を用いた高齢者死 者火災における火 災死者の分析	救急出動体制の 優先度順の 救急出動体制	Medical Priority Dispatch System （コールセンター による優先度順 の救急出動体制）	9 (125)	13	1	12 (401)

注：（ ）内は、対象者の人数である。

各種消防車両等一覧

令和6年4月1日現在

種 別	数	種 別	数
[消防局]		※特別高度工作車	1
ポンプ車	1	※小型救助車	1
水槽車	57	※大型除染システム搭載車	1
救助車	10	※燃料補給車	1
水槽付救助車	2	※特殊災害対応自動車	1
山岳救助車	3	※大型ポンプ車	1
はしご車	7	※ホース延長車	1
屈折車	4	※支援車	1
化学・水槽車	3	※重機搬送車	1
大型水槽車	5	査察車	18
高発泡・照明車	1	人員輸送車	1
指揮車	11	小型人員輸送車	1
指揮予備車	2	その他車両	25
総合指揮本部車	1	ヘリコプター	1
支援工作車	5	合計	222
資材搬送車	4		
調査車	4		
救急車	47	[消防団]	
		消防団活動車	4
		軽可搬消防ポンプ	82

注：※印は、消防庁無償使用車を示す。

<資料> 消防局総務部

(8) 消防水利

札幌市における消防水利の主軸は消火栓であり、令和5年度は10基の増加があった。

消防水利状況

各年4月1日現在

種 別	令和4年	令和5年	令和6年	増 減
総 数	18,793	18,781	18,791	10
公設消火栓	単口 13,632	13,649	13,661	12
	双口 3,798	3,771	3,766	△ 5
私設消火栓	単口 156	154	156	2
	双口 42	42	42	—
防火水槽	公設 668	668	669	1
	私設 108	107	107	—
池 沼	14	14	14	—
受 水 槽	375	376	376	—
そ の 他	0	0	0	—

<資料> 消防局警防部

火災発生状況

各年中

年次	火災件数			焼損面積		損害額	死者	うち自殺	負傷者
	総数	建物	その他	建物	林野				
令和3年	383	274	109	5,321	1	339,734	20	5	65
4年	387	282	105	3,956	0	281,809	25	2	59
5年	385	286	99	3,309	0	296,071	9	0	59

第2部

市政の概況

<資料> 消防局予防部

主な出火原因

各年中

年次	合計	電気関係	こんろ	たばこ	放火	ストーブ	火遊び	その他
令和3年	383	75	69	36	52	27	5	119
4年	387	88	66	49	62	19	1	102
5年	385	93	68	34	46	26	7	111

<資料> 消防局予防部

4-2-10 火災の発生状況

令和5年中の火災発生件数は385件で、前年に比べ2件（0.5%）減少している。

建物火災は286件で、前年に比べ4件（1.4%）増加している。

建物焼損床面積は3,309㎡で、前年に比べ647㎡（16.4%）減少しており、損害額は296,071千円で、前年に比べ14,262千円（5.1%）増加している。

死者は9人（男5人、女4人）で、前年に比べ16人（64.0%）減少し、負傷者は59人で、前年同数である。

けや防火ちらしの配布を行うほか、平成30年11月1日から高齢者世帯を対象とした自動消火装置の設置費助成事業を開始した。

さらに、民間企業等の協力のもと、防火啓発等の促進を図るため「暮らしの火の用心協力隊」による活動を展開している。

また、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置促進のほか、作動確認のための定期的な点検や設置から10年を目安とした本体交換、「連動型」などの高機能な住宅用火災警報機の推奨について広報している。

(3) 放火防止対策の推進

日頃から、町内会、防火委員会及び消防団等と連携し、放火発生時の協力体制を構築することで連続放火防止や再発防止に努めており、札幌市の放火（疑いを含む）件数は、10年前と比較し、約2分の1まで減少している。また、本市火災予防条例により、地域住民が相互に情報を交換し、必要に応じて周辺を巡回する等の協力をし合うこと等、市民が主体的に行動するための基本的事項を定め、市民による放火されにくい環境づくりの推進を図っている。

安全・安心

4-2-11 火災予防

(1) 火災傾向と対策

令和5年中の火災の傾向として、出火原因別では、第1位の電気関係火災が93件発生し、前年に比べ5件（5.7%）増加している。次にこんろ火災が68件発生し、前年に比べ2件（3.0%）増加となっている。

火災を予防するため、市民をはじめ防火委員会など地域の防火協力団体と消防が一体となって、火災予防運動や傾向を踏まえた情報発信を行うなど、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けた対策を実施している。

(2) 住宅防火対策の推進

住宅火災において高齢者の亡くなる方の割合が増加傾向にあることを踏まえ、高齢福祉関係団体と連携し、高齢者世帯への火の用心の声掛

(4) 査 察

査察は、火災を未然に防止するため、関係施設に立ち入って検査するなど実態の把握を行い、火災予防上必要な指導や助言を行うとともに、法令違反や火災危険に対して、命令等の措置を講じることにより違反是正を図っている。消防署査察員が日々、市民の安全・安心を脅かす火

災危険・人命危険の排除や、防火上の安全性の確認に取り組んでいる。

(5) 防火対象物点検報告制度、防災管理点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、一定の規模、用途の防火対象物の管理について権原を有する者が防火管理の状況を防火対象物点検資格者に点検させ、結果を消防署に報告する制度である。点検基準に適合した場合は防火基準点検済証を表示でき、一定要件を満たす防火対象物は、点検報告を3年間免除する特例認定制度がある。認定を受けた防火対象物は防火優良認定証を表示できる。さらに、平成21年6月1日から高層又は大規模な防火対象物に、防災管理点検報告制度が創設された。

(6) 防火安全に係る公表制度

一定の防火の基準に適合している優良なホテル・旅館等については、表示マークを交付し公表する「防火優良対象物表示公表制度」を実施している。一方、重大な消防法令違反のある建物については、「札幌市違反對象物公表制度」を実施しており、いずれも札幌市公式ホームページで防火安全情報を市民に提供している。

(7) 自衛消防訓練サポート事業

防火管理・防災管理に関する消防計画に基づき実施する消火、通報、避難等の訓練に専門的知識を有する者が立会い、建物の特性に応じた助言指導を行う事業を展開し、防火管理・防災管理体制の向上を図っている。

(8) 防火管理・防災管理資格者講習

物品販売店舗、学校、病院、工場など多数の人が出入りし、勤務する防火対象物の管理について権原を有する者は、消防法の規定により、一定の資格を有する者を防火管理者に定め、さらに高層又は大規模な防火対象物は防災管理者を定めることが義務付けられている。防火対象物の管理監督的立場にある者に対し、防火管理者及び防災管理者の資格を付与するため防火管理及び防災管理に関する講習を実施していたが、令和2年4月1日より、総務大臣の登録を受けた講習機関である「一般財団法人日本防火・防災協会」が実施している。

(9) 自衛消防業務要員講習

大規模災害発生時の被害を軽減するため一定規模以上の防火対象物に、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられている。自衛消防組織を統括する者や消火班などの業務の班長となる者が、災害対応を適切に行うための知識、技術の習得を目的とした、災害対応の実技訓練を主体とした講習を実施していたが、令和2年4月1日より、総務大臣の登録を受けた講習機関である「一般財団法人日本消防設備安全センター」が実施している。

(10) 消防用設備等の設置届及び検査

火災による被害を最小限にするためには、早期に発見及び通報し、初期消火と迅速な避難が重要であるが、これを補完するのが消防用設備等又は特殊消防用設備等である。消防法・札幌市火災予防条例では、百貨店、ホテル及び複合用途ビルなど、一定規模の防火対象物には消火器、自動火災報知設備、避難器具等の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置を義務付けており、設置したときは、所轄消防署長に届け出て検査を受けなければならないことを定めている。

(11) 消防用設備等の点検及び報告

消防用設備等又は特殊消防用設備等は設置後の維持管理が適切でなければ、いざ火災が発生した際に機能を十分発揮できず、被害が拡大するなどの結果が生じることになる。

そこで消防法では、常に消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能を適正に保つため、定期的に点検を行い、その結果を所轄消防署長に報告することを規定し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理を図っている。

(12) 消防同意

建築物の新築、増改築及び用途変更の場合には、建築基準法に基づいて建築主事等の許可又は確認等を受けなければならないが、その際、建築主事等は消防長の同意を得なければならない。これにより、申請された建築物の計画が、消防関係法令等に適合しているかどうかを消防機関が審査し、火災予防の徹底を図っている。

(13) 危険物の貯蔵及び取扱いに関する指導

ガソリンスタンドなどの危険物施設を設置又は変更する事業者等は、市長の許可を受けな

ればならないが、その際に危険物施設の位置、構造及び設備が法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを審査し、危険物施設の安全確保を図っているほか、計画的に立入検査を実施している。また、市民に対しても、危険物安全週間などを通じて、ガソリンや灯油等の危険物に関する知識の普及と安全意識の高揚を図っている。

(14) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に関する指導

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法に基づく施設等が法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを審査し安全の確保を図っている。

また、関連事業所に対し、立入検査を随時実施し法令の遵守を指導しているほか、各種の保安講習会などにおいて、事業所の関係者に対し、自主保安体制の確立について講義を行い、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類に関する知識の普及と安全意識の高揚を図っている。

(15) 火災予防の広報活動

火災による死傷者の発生、財産の損失を防止し「安全・安心なまちづくり」を目指し、消防団や地域の防火委員会、札幌防火管理者協会、札幌危険物安全協会等の防火協力団体をはじめ、関係機関の理解と協力を得て、春・秋の火災予防運動を実施している。また、町内会や事業所等を対象とした予防行事を実施するなど、火災予防の普及啓発を実施しているほか、積極的な報道機関への情報提供による広報を行っている。

(16) 子どもに対する防火・防災教育

子どもの成長段階に合わせた防火・防災教育を行うことにより、「自らの命に責任を持つ」、「災害時に自ら主体的に考え、判断し、行動できる」、「危険を察知して「念のため」の行動ができる」、「学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する」力を育成している。



▲少年消防クラブによる消火器の取扱い訓練

ア 幼年・少年消防クラブ

子どもが防火・防災に関する正しい知識を持ち、地域の火災予防に貢献できることを目的としている。令和6年4月現在、幼年消防クラブは、46クラブ3,010人の園児、少年消防クラブは、45クラブ679人の小・中学生及び高校生が活動している。

イ 体験型出前授業「教えて！ファイヤーマン」

小学生を対象に、消防職員が教壇に立ち、消火・通報・避難等の体験を通じて、消防の役割や災害に関する知識、対応力を身に付け

救 急 活 動 状 況

各年中

年 次	総 数	火 災	交通事故	一般負傷	急 病	そ の 他
出 動 件 数						
令 和 3 年	97,852	413	3,360	14,844	65,700	13,535
4 年	115,969	442	3,517	18,006	79,221	14,783
5 年	119,872	426	3,702	19,811	80,554	15,379
搬 送 件 数						
令 和 3 年	81,645	62	2,767	13,245	55,796	9,775
4 年	92,165	70	2,848	15,674	63,600	9,973
5 年	99,302	46	3,070	17,641	67,949	10,596
搬 送 人 員						
令 和 3 年	81,973	69	2,956	13,267	55,896	9,785
4 年	92,585	71	3,072	15,692	63,761	9,989
5 年	99,697	48	3,310	17,662	68,064	10,613

<資料> 消防局警防部

救 助 出 動 状 況

各年中

年 次	総 数	火 災	交 通 故 事	水 事 難 故	自然災 害事故	機 械 故 事	建 物 故 事	ガ ス 故 事	破 裂 故 事	その他
出 動 件 数										
令 和 3 年	1,608	223	125	25	1	17	740	4	—	473
4 年	1,900	211	143	32	38	6	816	8	—	646
5 年	1,948	232	105	36	9	7	850	9	—	700
救 助 人 員										
令 和 3 年	173	55	12	4	—	3	71	2	—	26
4 年	229	70	13	4	—	1	60	52	—	29
5 年	366	184	9	4	—	2	87	57	—	23
収 容 ¹⁾										
令 和 3 年	36	3	6	2	—	1	16	—	—	8
4 年	76	4	9	2	—	—	51	1	—	9
5 年	86	2	3	5	—	—	62	1	—	13

注：1) 救出時、既に死亡していたものをいう。

てもらうことを目的として実施している。

ウ 災害時における活動支援教育事業「ジュニア防火防災スクール」

中学生を対象に、災害時の初期消火、負傷者の搬送など、大人と同等の対応能力を育成し、災害時における「大人を支援できる力」を高めるため、実践を意識した体験型の活動支援教育を実施している。

4-2-12 救 急 業 務

救急業務は、災害による事故または災害に準ずる事故および急病等により、緊急に医療機関へ搬送する必要がある傷病者を医療機関へ搬送することを任務としており、令和6年4月現在、市内に計36隊の救急隊を配置している。また、救急救命士の養成、住民に対する応急手当の普及啓発活動など、救命効果向上を目指すとともに市民生活の安全確保に努めている。

4-2-13 救 助 業 務

救助業務は、火災、交通事故等における人命救助を任務としており、専門的に救助活動を行う救助隊を市内10区に各1隊配置している。その中には、特別高度救助隊、高度救助隊、水難救助隊、山岳救助隊など複雑多様化する災害に対応するための専門部隊がある。

また、国内での大規模災害時に派遣する緊急消防援助隊として、66隊を登録しているほか、海外での大規模災害に派遣する国際消防救助隊員11名を総務省消防庁に登録し、国際貢献を果たすための体制を整えている。

4-2-14 消防航空業務

消防ヘリコプターにより人命救助、空中消火、救急搬送を行うほか、刻々と変化する災害状況をリアルタイムで消防指令管制センターや災害現場に映像を電送する情報支援活動等を行っている。

また、ヘリコプターの優れた機動性を生かし、道内外における広域的な活動を展開している。

消防航空災害活動件数

各年中

年 次	総 数	火 災	救 急	救 助	危険排除
令和3年	281	16	221	44	—
令和4年	209	11	160	38	—
令和5年	239	21	162	56	—

<資料> 消防局警防部

4-2-15 消 防 団

(1) 組 織

消防団は、消防署とともに行政区域を単位として設置しており、10消防団10本部72分団で構成され、消防団員1,668人（令和6年4月1日現在）が各種消防業務に従事している。なお、消防団員の身分は非常勤の特別職地方公務員である。

(2) 活 動

ア 災 害 時

火災現場では消防隊の消火活動の後方支援や現場の群集整理などを行っている。また、山林で遭難した人の救助活動のほか、地震や風水害などの大規模災害では、多くの人員を有するという特性を活かし、対応に当たって

いる。

イ 平常時

あらゆる災害から地域を守るため、日頃から訓練や研修を行いながら、地域の防災訓練での指導や火災予防広報、応急手当の普及活動など、地域に密着した活動を行っている。

(3) 施設、車両及び資機材

市内33か所の詰所及び40か所の機具置場を活動拠点とし、4台の消防団車両や80台の軽可搬消防ポンプのほか、消防用ホースなどの消防用資機材、防火衣等の装備品、そのほかデジタル簡易無線機などの各種資機材を活用しながら活動に当たっている。

4-2-16 駐車場及び駐輪場対策

(1) パークアンドライド駐車場施設

本市では、一部の駅周辺にパークアンドライド駐車場が設置されており、都心部へ向かう道路の混雑緩和と公共交通の利用促進に寄与している。

(2) 都心部の駐車対策

「第2次都心まちづくり計画(平成28年5月)」に基づき、公共交通を軸とした歩行者優先の交通環境の形成に向けて総合的な駐車対策を進めている。

ア 駐車場対策

休日の都心部では、商業施設の駐車場に駐車需要が集中し、駐車待ち車列が発生している。その対策の一つとして、大通地区を中心に、周辺の余裕がある駐車場へ駐車需要の分散・平準化により混雑緩和を図ることを目的として、民間が主体となり、平成16年4月から「札幌都心共通駐車券(愛称:カモンチケット)」の運用を実施している。

イ 荷さばき駐車対策

建築物の新築等に合わせた荷さばき駐車場の附置が義務づけられているほか、民間による路外荷さばき施設の設置や、札幌駅前通の再整備による車線数の減少に合わせた駐車スペースの整備及び規制除外路線の設置やこれに併せ、集配中の車両であることを明示する「荷さばきルールを守ろう宣言カード」の配布等の取り組みについて、国、警察及び民間と協働で推進している。

ウ 観光バス駐車対策

都心部に乗り入れる観光バスの路上駐車の解消を図るため、大通東2丁目及び南8条西2丁目に観光バスの駐車場を設置している。

(3) 駐車場の附置義務制度

「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(附置義務条例)」を設け、建築物の駐車需要に対応した駐車場の適正な整備を誘導している。

また、平成30年12月に附置義務条例の一部を改正し、駐車場整備量の適正化・駐車場の集約化や自動車から公共交通への利用転換を促進する等、まちづくりへの寄与を意識した駐車施策を展開している。

(4) 札幌駅北口地下駐車場

札幌駅北口周辺での駐車場不足解消を目的として、札幌駅北口地下駐車場を平成10年4月に供用開始した。また、30年3月にはそれまで8:00～22:00であった供用時間を下記のとおりに変更している。

【詳細】

① 供用時間

7:00～24:00

(入庫は22:00迄、年中無休)

(泊まり駐車 21:00～9:00)

② 収容台数

230台(車いす等優先スペース4台)

③ 料金

30分毎170円

泊まり駐車850円

定期駐車券

1か月(7:00～24:00、

入庫は22:00迄) 34,000円

3か月(7:00～24:00、

入庫は22:00迄) 96,900円

プリペイド式駐車券

使用可能額(1,100円) 1,000円

使用可能額(3,300円) 3,000円

使用可能額(5,500円) 5,000円

(5) 自転車等駐車対策の推進

自転車は手軽な交通手段として、通勤・通学や買い物をはじめ、様々な目的で多くの人に利用されている。

令和5年12月に「自転車活用推進計画」を策定し、総合的な駐輪対策を推進するとともに、

自転車通行位置の明確化や、自転車ルール・マナーの周知・啓発活動の推進、シェアサイクルの展開などの自転車を安全・快適に利用できる環境の向上に取り組んでいる。

ア 総合的な駐輪対策

(ア) 公共駐輪場整備

計画的な駐輪場の整備を進め、令和6年4月1日現在285カ所、58,869台分の駐輪場を整備している。

(イ) 放置自転車対策

平成8年度に「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」を施行し、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車の撤去を行っており、令和5年度には4,599台を撤去した。

また、駐輪場の有効活用を図るため、駐輪場内に1週間以上放置されている自転車を撤去している。

さらに、整理員の配置により、乱雑に駐輪された自転車の整理や、路上駐輪しようとする自転車利用者に駐輪場への誘導を行っている。

(ウ) 附置義務条例

平成14年度に一定規模以上の建築物の新築・増築時に駐輪施設の設置を義務付ける「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」（附置義務条例）を施行した。

また、令和6年2月に附置義務条例の一部を改正し、実態調査を踏まえた設置義務台数の適正化や、隔地距離の緩和、設置義務台数の緩和に係る規定の新設、駐輪場の位置や利用方法等の表示に係る規定の新設などを行い、民間事業者に対して、駐輪場整備を促す取組を推進している。

イ 自転車通行位置の明確化

自転車の秩序ある通行を促進し、歩行者、自転車及び自動車の安全で快適な通行環境を実現するため、平成30年3月に自転車通行の問題の多い都心部を対象に自転車通行空間の整備形態、整備路線、整備の進め方等を「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」として取りまとめた。

これを基に、車道の左側に自転車の通行位置と進行方向を明示する矢羽根型路面表示の整備を進めており、令和6年4月1日現在、計画延長33.8kmのうち24.1kmを整備している。

ウ 自転車ルール・マナーの周知・啓発活動の推進

自転車の通行ルール遵守、利用マナーの向

上を推進するため、街頭での啓発活動や交通安全教室の開催などを行っている。

エ シェアサイクルの展開

シェアサイクルは、市民や国内外からの観光客に短距離の面的な移動手段を提供し、既存の公共交通と連携した交通ネットワーク形成に貢献するほか、1台の自転車を複数の利用者が必要に応じて利用し、路上等に設置された専用のスペース（ポート）に停めることで、駐輪スペースをシェアし有効活用できるため、駐輪場需要の削減につながることが期待されている。